

第12回 岡山県都市計画審議会 常務委員会 議事録

1. 開催日時 平成24年8月30日(木) 14:00~14:30

2. 開催場所 三光荘 3階 パブリゾン

3. 出席委員 (委員6名中6名)

戸田和彦委員(代理)、戸室敦雄委員、根岸友恵委員、橋本成仁委員、藤井義和委員、山下明美委員

(五十音順)

4. 議題

第1号議案 株式会社神掃社 産業廃棄物処理施設(笠岡市)の敷地の位置について

5. 議事録

【署名委員の指名】

委員長

それでは、はじめに、署名委員の指名をさせていただきます。

署名委員は、今回の常務委員会の議事録を、委員を代表して確認と署名をいただくものですが、今回の署名委員は、根岸委員と、橋本委員のお二方をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

【公開・非公開の採決】

委員長

では、次に、今回の常務委員会を公開で進めるか、非公開で進めるかにつきまして、お諮りしたいと思います。

まず、事務局から今回の常務委員会におきます付議案の概要について説明をお願いします。

【付議案の概要説明】

事務局

失礼いたします、都市計画課長の岡でございます。

概要につきまして、座って説明をさせていただきます。

本日の常務委員会では、岡山県都市計画審議会条例第8条第1項の規定に基づきまして、審議会の権限に属する事項のうち軽易なものをお諮りするものでございます。

本日、ご審議をいただきます案件は、1件ございまして、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく産業廃棄物処理施設の敷地の位置につきまして、都市計画上、支障があるかどうかをご審議いただくものでございます。

株式会社神掃社が笠岡市におきまして、コンクリート殻、アスファルト殻などの破碎処理を行うために、産業廃棄物処理施設の設置に伴う建築許可申請が、特定行政庁であります笠岡市に提出されておきまして、その笠岡市から、公開で行われました市の都市計画審議会を経まして、県の都市計画審議会に付議依頼があったものでございます。

説明は、以上でございます。

委員長

はい、ありがとうございます。

建築基準法第51条ただし書きによります付議案件でございますが、今回の議案に関しましては、非公開とすべき特段の理由はないと考えます。

従いまして、本委員会は原則のとおり公開とすることとし、希望者の傍聴を許可して構わないものと考えますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」との声)

委員長

ありがとうございます。

本日の委員会は公開とし、傍聴者の会場への入室を許可いたします。

事務局は傍聴者をご案内してください。

事務局

本日は、傍聴者を希望される方はおられません。

委員長

はい、ありがとうございます。

【第1号議案審議】

委員長

それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

失礼いたします。

それでは、第1号議案について、ご説明させていただきます。失礼ですが、座って説明をさせていただきます。

第1号議案「株式会社神掃社^{かんそうしや} 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。

資料、A3資料の1ページをご覧くださいと存じます。

ご審議いただきます産業廃棄物処理施設の敷地の位置は、このページの左の下の位置図で、赤い丸で表示しておりますが、広島県境近くの笠岡市茂平^{もびら}にございます、JFEスチールの工場の北側に位置する場所でございます。

拡大図をご覧ください。用途地域は、工業専用地域でございまして、都市計画道路であります福山道路に接した敷地でございます。

この敷地は、工場用地として開発分譲された土地を株式会社神掃社^{かんそうしや}が購入をいたしまして、平成の19年2月から、廃プラスチック類や木くず、紙くず、繊維くず等の再資源化を行っているところでございます。

この度、1ページの左側中ほどの枠の中にございますように、コンクリート殻やアスファルト殻を破砕する設備を1基、それと、がれき類やガラスくず、陶磁器くずを破砕する設備を1基、それぞれ追加して設置するものでございます。

コンクリート殻やアスファルト殻を破砕する設備は、一日あたり200トンの処理能力を、また、がれき類やガラスくず、陶磁器くずを破砕する設備は、一日あたり最大24.3トンの処理能力を有しております。

1ページ右上に記載してございますが、今回ご審議をいただきます案件のように、都市計画区域内に一日あたりの処理能力が5トンを超える破砕施設を設置しようとする場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる

「廃棄物処理法」と呼ばれておりますが、この廃棄物処理法による設置の許可とともに、都市計画決定するか、もしくは、建築基準法第51条ただし書きの建築許可を得るといった必要がございます。

今回、施設を設置しよういたしますのは、民間の事業者でございまして、事業の持続性の観点から、建築基準法第51条ただし書きの規定を適用することとしております。

当該施設につきまして、都市計画上支障があるかどうかをご検討いただくにあたりましては、そこにあります2つの観点がございます。

右側中ほどの、まず1点め「都市計画上の観点」といたしまして、記載しておりますが、1つ目は、当施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合というものでございます。

周辺における土地利用の状況、用途地域や都市施設の状況、風致地区や景勝地の有無、さらには学校、病院、公園といった公共施設との位置関係についてでございます。

2つ目は、都市環境への影響でございます。

新しく施設が稼働することによる搬出入車輛の増加によりまして、交通への影響はどうか。また、廃棄物処理法によりまして義務付けられております生活環境影響調査によりまして、大気質、騒音、振動、悪臭、水質といった項目に関する影響はどうか、といった観点でございます。

2ページ目にこれらの観点から検討いたしました結果を整理してございますのでご覧下さい。

まず1つめの観点、当施設の敷地の位置と既存の都市計画との整合についてでございますが、1ページ左下の位置にございましたように、当該敷地の用途地域は、工業専用地域が指定されてございまして、今回のように破砕等の中間処理を行う施設としては、最も適した用途というふうになってございます。

次に、3ページをお願いいたします。

施設の敷地に接した南側に都市計画道路の福山道路というものが決定されておりますが、赤で表示をいたしました今回増設する2つの施設、これ、①、②と表記しておりますが、これは、いずれも福山道路の予定地から外れております。

なお、ちょっと右下のところへ赤い点線で囲った既存の建物の一部が、福山道路の予定地にかかる形になっておりますが、この建物は平成18年に建築されておりますが、鉄骨造の二階建てでございまして、地下の構造を有しておりませんので、都市計画法第53条によりまして「都市計画施設の区域内における建築の許可」を受けて建てられたものでございます。

右上の図のように、福山道路の都市計画決定は、産業廃棄物処理施設の整備前の地盤線をもとに行われてございまして、将来、福山道路が整備された場合は、赤線のような形態になりまして、建物の撤去等は必要ないものと考えておるところでございます。

4ページの方をお願いいたします。

周辺の土地利用などの状況でございますが、周辺施設の位置図にお示ししてありますように、当該敷地の周辺には風致地区や景勝地はございまして、南の直近の住宅とは、そこにありますように約200m、それから北東に位置してあります茂平運動場とは約840m、そして北側にあります野々浜小

学校とは約1.1km、そして西の日本鋼管につぼんこうかんの福山病院とは約1.6kmと十分に離れている状況でございます。

以上のとおり、対象の施設の位置は、既存の都市計画と整合が図られておりまして、問題はないと考えておるところでございます。

次に2つ目の観点でございますが、都市環境への影響についてご説明をさせていただきます。

今回、新たに追加をいたします処理品目でございますコンクリート殻やアスファルト殻などは、主に福山市、笠岡市を中心とした解体現場などから発生するものを搬入する予定と聞いておりまして、4ページの図面に緑色でお示しをしておりますように県道の井原福山港線から、赤の点線でお示しをしております市道、笠岡市道を経由しまして、対象施設に至るルートで搬入をいたします。

また、再生をされました資材の売却先は、福山市や井原市の業者を予定しておるということございまして、搬出につきましても同様のルートを経由することとなります。

県道の1日あたりの現在の交通量は、約15,000台ございまして、市道については、南側に、最初にもご説明しましたようにJFEスチールの工場へ大型のダンプ88台が1日5往復しているということでございまして、延べ880台の大型車両が現在も通行しておるところございまして、近隣の工業施設への通勤車両も含めて、一日あたり概ね1,500台程度の交通量があるという状況でございます。

一方、施設が稼働することによりまして増加する大型車両の台数は、延べ46台と予測されておりまして、市道につきましても1,500台通っている中でいきますと3パーセント程度の増加ということにとどまることから、さらには、沿道には工業施設が多く立地しておりますので、影響は少ないものと思われております。

また、左下に施設配置位置をお示ししておりますが、施設が稼働することに伴いまして、大気質、騒音、振動、悪臭、水質に対しまして、どのような影響があるかということにつきましては、生活環境影響調査において予測を行っているところでございます。

騒音、振動につきましては、民家に直近となる左側の赤色の丸でお示しをしております位置で予測を行っております。

なお、当該施設は工業専用地域に位置しますことから、騒音や振動にかかる環境基準の適用はございませんが、生活環境へ与える影響の軽減を図ることを目的に、工業地域に適用されます基準値を準用いたしまして、目標値が設定されております。

調査の結果を、2ページにとりまとめておりますので、恐れ入りますが、2ページの方へお戻り下さい。

「大気質」、主に粉じんでございますが、これにつきましては、散水による粉じんの飛散防止対策を実施することから、粉じんの発生は十分に抑制されると考えております。

また、運搬車両の走行による沿道への影響は、先程も申しましたように、少ないというふうに予測をされているところでございます。

次に、騒音、振動についてでございますが、まず、破碎施設の稼働に伴う影響でございます。

「騒音」につきましては、先程ご説明をいたしました住宅があります側の敷地の境界という位置で、69.4デシベルと予測されておりまして、生活環境の保全上の目標値70デシベルを下回る見込みでございます。

「振動」につきましても同様の位置で47.2デシベルと見込まれておりまして、生活環境の保全上の目標値65デシベルを下回るものと予測をされているところでございます。

なお、騒音につきましては、生活環境保全上の目標値をわずかに下回ることが予測されているようなことでございますが、加えましてこの敷地は、高く急峻な岩肌の法面によりまして、北、及び東西の3方向を囲まれた場所に位置しているということから、遠方への伝搬はないと考えられる状況にございます。

また、南側200メートルに位置します直近の民家との間には、実際、小山があるというような状況でございまして、施設からの音が伝わりにくい地形ということから周辺環境への影響は十分小さいと考えられているところでございます。

また、「悪臭」「水質」につきましては、コンクリート殻やアスファルト殻、がれき類などのために、熱処理を行わないことから悪臭が発生することは、ございません。

また、水を用いた処理工程も記載されていない、考えられていないということから、施設が稼働したことによりまして影響は、見込まれておりません。

以上のことから、都市環境への影響につきましても、問題がないものと考えられます。

従いまして、当該施設の敷地の位置は都市計画上支障がないものと考えております。

なお、今回お諮りしております施設の増設につきましては、株式会社神掃社^{かんそうしゃ}が、地元の町内会、地元の企業等に説明を行いまして、いずれも了解を得ているという状況にございます。

第1号議案の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。ございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

委員長

はい、どうぞ、A委員。

A委員

計画的には特に問題を感じておりませんが、一つお伺いしておきたいんですが、都市計画道路の福山道路ですか、これが、すぐそばを通るわけですけども、これからの車の流れというものは、ないんですか。道は、全然、そこには繋がらないのでしょうか。

委員長

事務局、いかがでしょうか。

事務局

資料3ページをご覧いただきたいんですが、こちらの方に敷地概要図を添付させていただいております。ここには、緑の線で書いておりますのが、福

山道路の都市計画道路予定地でございます。この敷地への進入は、ちょうど笠岡都市計画道路1・4・1福山道路と書いております福山道路の道路と書いておる位置から、右上の方に向けて、道路が走っております。これが進入路でございます。

将来の道路の高さといいますと、福山道路の高さといいますのは、今の廃棄物処理施設の敷地の高さより、若干高いということで、進入路の部分については、立体交差をすることになるわけでございます。従いまして、直接、福山道路との出入りをするという予定はないというものでございます。

委員長 はい、ありがとうございました。
よろしいでしょうか。

A委員 はい。

委員長 他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(特になし)

委員長 はい、それでは他にご意見、ご質問がないようでございますので、よろしいでしょうか。

それでは、第1号議案につきましては、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「はい」との声)

委員長 はい、ありがとうございました。

ご異議がないようでございますので、第1号議案につきましては、原案どおり「当該施設の敷地の位置は、都市計画上支障がないと認める」ことに決定いたします。

委員長 以上で、本日の審議は終了といたします。

円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。